明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

第四条の三第二項を同条第三項とし、同条第一項中「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）」を「財務諸表等規則」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

規則第百六十六条の二に規定する繰延税金資産（規則第八十一条第三項第一号チに規定する繰延税金資産をいう。以下同じ。）の不算入額（以下「不算入額」という。）は、責任準備金（法第五十条の七に規定する責任準備金をいう。以下同じ。）、支払備金（法第五十条の八に規定する支払備金をいう。以下同じ。）、価格変動準備金（法第五十条の九に規定する価格変動準備金をいう。以下同じ。）、契約者割戻準備金（規則第百八十九条に規定する契約者割戻準備金をいう。以下同じ。）及び評価・換算差額等（規則第八十四条第一項第一号ロに規定する評価・換算差額等をいう。）に係る繰延税金資産以外の繰延税金資産の額から、次の各号に掲げる額の合計額（以下「繰延税金資産算入基準額」という。）の百分の二十に相当する額を控除した額（当該控除した額が零未満となる場合は、零）とする。ただし、事業年度開始後十事業年度を経過していない特定共済組合については、零とする。

一　規則第百六十六条の二第一項第一号から第三号までに掲げる額

二　その他有価証券評価差損（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第六十七条第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金のうち、負の値であるものをいう。以下同じ。）

三　第四項第一号イに掲げる額から同号ロに掲げる額を控除した額

四　第四項第二号に掲げる額

第四条の五第一項第二号中「次に掲げるリスク相当額のうち」を「別表第二に掲げる地震災害リスク相当額と風水害リスク相当額のうち」に改め、同号イ及びロを削り、同条二項中「法第五十条の七に規定する責任準備金をいう。以下同じ。）」を削り、「別表第三」を「別表第二」に改め、同条第三項中「別表第三」を「別表第四」に、「にそれぞれ同表の」を「からそれぞれ別表第五備考第二号に規定するリスクヘッジの効果の額を控除して得られた額（デリバティブ取引によるリスクヘッジ効果を得るために同表の上欄に掲げるリスク対象資産に対応する同表の中欄に掲げるデリバティブ取引を行っている場合には、当該リスク対象資産の貸借対照表計上額を限度として、同号に規定するリスクヘッジの効果の額を控除した額）にそれぞれ別表第四の」に改め、「をいう」の下に「。以下同じ」を加え、「当該合計額に百分の三十を乗じた額」を「別表第六に規定する分散投資効果の額」に改め、同条第四項中「別表第四」を「別表第七」に、「それぞれ同表の下欄に定めるリスク係数を乗じた額」を「それぞれ当該リスク対象資産に係る別表第八の上欄に掲げるランクの区分に応じた別表第七の下欄に定めるリスク係数を乗じた額」に改め、同条第五項中「別表第五」を「別表第九」に改め、同条第六項第一号中「別表第六」を「別表第十」に、「同表の中欄」を「同表の下欄」に、「共済金等の支払能力の充実の状況を示す比率」を「支払余力比率」に、「同表の下欄」を「別表第十一の上欄に掲げる取引の種類に応じ、同表の中欄又は下欄」に改め、同項第二号中「別表第七」を「別表第十」に、「同表の中欄」を「同表の下欄」に、「共済金等の支払能力の充実の状況を示す比率」を「支払余力比率」に、「同表の下欄」を「別表第十一の上欄に掲げる取引の種類に応じ、同表の中欄又は下欄」に改め、同項第三号イ中「別表第八」を「別表第十二」に、同号ロ(4)中「別表第九」を「(3)の別表第十三」に、「0.4×」を「ネットのアセット＝0.4×」に改め、同条第八項中「別表第十二」を「別表第十七」に、「算定」を「計算」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「規則第百六十六条の三第三号ホ」を「規則第百六十六条の三第三号ヘ」に、「別表第十」を「別表第十五」に、「別表第十一」を「別表第十六」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　規則第百六十六条の三第三号ホに掲げる額は、別表第十四の第一欄に掲げる取引の区分に応じた同表の第二欄に掲げるリスク対象資産の額を同表の第三欄に掲げるリスク対象資産の所在地により区分し、それぞれ同表の第四欄に定めるリスク係数を乗じて得た額を合計して計算するものとする。

第六条第二項第一号中「別表第二」を「別表第三」に改める。

第二十二条第一号中「法第五十条の九の」を削り、同条中第三号を削り、第四号を第五号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。

三　第四条の三第四項第一号の共済掛金積立金等余剰部分の額

四　第四条の三第四項第二号の契約者割戻準備金未割当部分の額

第二十二条の次に次の一条を加える。

（劣後特約付金銭消費貸借）

第二十三条　規則第二百五十四条第一項第二十二号の厚生労働大臣が定める金銭の消費貸借は、元利金の支払について劣後的内容を有する特約が付された金銭の消費貸借であって、次に掲げる性質の全てを有するものとする。

一　担保が付されていないこと。

二　その弁済が行われない期間が契約時から五年を超えるものであること。

別表第一自動車リスクの項中「十四％」を「二十二％」に、同表傷害リスクの項中「二十六％」を「三十三％」に、同表その他のリスク（損害）の項中「三十四％」を「四十一％」に改め、同表備考第三号中「規則第百七十九条第一項第二号イの方法により計算した金額をいう。以下同じ。）」を削る。

別表第二から別表第十二までを次のように改める。

別表第二（第四条の五第一項第二号関係）

地震災害リスク相当額		
	推定正味支払共済金の算出方法	関東大震災に相当する規模の地震が発生したときの推定正味支払共済金
		リスクカーブにおける再現期間二百年に対応する地震が発生した場合の推定支払共済金等に基づいて算出する。

風水害リスク相当額		
	推定正味支払共済金の算出方法	昭和三十四年の台風第十五号（伊勢湾台風）に相当する規模の台風が発生したときの推定正味支払共済金
		リスクカーブにおける再現期間七十年に対応する台風が発生した場合の推定支払共済金等に基づいて算出する。ただし、リスクカーブを設定できない種類の共済については、風水害リスクを担保する共済契約及び被災率等に基づいて算出する。

備考

一　リスクカーブとは、推定支払共済金と当該事業年度において当該推定支払共済金を超過する災害が発生する確率との関係を表す曲線をいう。

二　推定支払共済金の計算は、次に掲げる要件を満たす工学的事故発生モデルにより、共済の目的の属性別及び共済金支払条件別に、合理的に推計し得る数のデータを用いて推計する。

イ　想定される全ての共済事故について、発生場所、強度等が工学的な理論に基づいて確率論的に評価されていること。

ロ　共済事故により発生する現象が、工学的な理論に基づいて評価されていること。

ハ　共済事故により発生する現象と、共済の目的について構造、用途等の属性を考慮した上で評価されたぜい弱性との関係が工学的な理論に基づいて評価されていること。

ニ　共済金の支払条件が考慮されていること。

三　前号に規定する工学的事故発生モデルがない場合における推定支払共済金の計算は、次に掲げる要件を満たす理論分布的事故発生モデルにより、共済の目的の属性別及び共済金支払条件別に、合理的に推計し得る数のデータを用いて推計する。

イ　過去の実績として同一の条件で長期間にわたり観測されたデータが使用されていること。

ロ　過去の実績として使用するデータは、物価水準、担保内容、リスクの集積状況等について適切な補正を加え現在時点に修正されたものであること。

ハ　共済事故により発生する現象と、共済の目的について構造、用途等の属性を考慮した上で評価されたぜい弱性との関係が考慮されていること。

ニ　共済金の支払条件が考慮されていること。

ホ　未発生の巨大リスクについて、工学的な手法その他適切な方法で評価されていること。